

105 法学博士の学位を有する者無試験代言免許の件認可

〔明治二十二年三月〕

〔注記1〕
司法省文第一四〇号

〔注記2〕(多田) 印

〔注記3〕
法学博士ノ学位ヲ有スル者無試験代言免許ノ儀ニ付請議
無試験ニテ代言免許ヲ与フヘキ者ハ大学ニ於テ法学ヲ卒業セシ者ノミ

シ者及ヒ司法省ニ於テ正則又ハ変則ノ法学ヲ卒業セシ者ノミ
ニ有之候処明治二十年勅令第十三号学位令發布後ハ大学院ノ定
規試験ヲ経テ及第スルカ又ハ試験及第者ト同等以上ノ学力アリ
ト認定セラル、其ハ博士ノ学位ヲ得ル者有之右輩ハ資格上法学
士法律学士ノ上位スル者ナルニ付今後法学博士ノ学位ヲ有シ
代言ヲ出願スル者(加筆)ハ法科大学ヲ卒業セシ者同様無試験ニテ
免許ヲ与フヘキハ勿論ト存候得共此段一応請閣議候也

明治二十二年三月十八日 司法大臣伯爵 山田顕義 印

内閣総理大臣伯爵 黒田清隆殿

本件ハ至急ヲ要スル場合有之早々議決相成度候也

法学博士ノ学位ヲ有スル者無試験代言免許ノ件請議ノ通

明治二十二年六月廿六日

内閣総理大臣伯爵 黒田清隆

〔注記6〕
明治二十二年三月廿二日

(小牧) (谷藤) (多田) 印

〔注記7〕

内閣総理大臣 花押 (黒田)

法制局長官 印

各省大臣	
外務 (松方)	大蔵 (松方)
内務 (松方)	陸軍 (天山)
海軍 (西郷)	文部 (板本)
司法	農務省
通信 (後藤)	花押

司法大臣請議法学博士ノ学位ヲ有スル者無試験代言免許ノ件ヲ
案スルニ法学博士ノ学位ヲ得ル者ハ資格上法学士法律学士ノ上
二位スルモノナレハ法科大学ヲ卒業セシ者同様無試験ニテ免許
ヲ与フヘキハ当然トス依テ請議ノ通り認可セラレ可然ト認ム

指令案

法学博士ノ学位ヲ有スル者無試験代言免許ノ件請議ノ通

〔朱書〕 (山田) 印
〔明治二十二年三月廿六日〕

〔朱書〕
勅令第十三号 二十年五月二十日

学位令

- 第一条 学位ハ博士及大博士ノ二等トス
- 第二条 博士ノ学位ハ法学博士医学博士工学博士文学博士理学博士ノ五種トス
- 第三条 博士ノ学位ハ文部大臣ニ於テ大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タル者ニ之ヲ授ケ又ハ之ト同等以上ノ学力アル者ニ帝國大学評議會ノ議ヲ経テ之ヲ授ク
- 第四条 大博士ノ学位ハ文部大臣ニ於テ博士ノ會議ニ付シ學問上特ニ功績アリト認メタル者ニ閣議ヲ経テ之ヲ授ク
- 第五条 本令ニ關スル細則ハ文部大臣之ヲ定ム

